

長崎市農業委員会 令和4年5月総会 議事録

- 1 日 時 令和4年5月30日(月) 14:00 開会
15:50 閉会
- 2 会 場 長崎市立図書館新興善メモリアルホール(長崎市興善町1番1号)
- 3 役 員 会長 平尾 政博
会長職務代理者 山口 眞佐栄
- 4 出席農業委員(18名)
赤瀬 孝則 井川 義英 石橋 一次 岩永 一也 岩本 隆
後山 裕義 上川 満治 田平 孝廣 鳥越 悦子 永岡 亜也子
平尾 政博 松尾 隆治 峰 忠幸 柳川 八百秀 山口 邦俊
山口 眞佐栄 山崎 実男 山脇 貞雄
- 5 欠席農業委員(1名)
森山 安男
- 6 出席推進委員(23名)
池田 憲二 岩尾 直己 今村 秀喜 浦川 英敏 尾崎 正孝
川添 孝則 城戸 利美 久保 正 柴原 恵 田中 幹生
鶴田 安明 中村 数昭 中山 辰也 野口 弘人 野本 英世
濱口 敏夫 濱口 雅洋 増田 茂 松本 貞幸 村田美津枝
森内 悟己 森保 欣也 山下 和孝
- 7 欠席推進委員(1名)
三浦 孝路
- 8 出席職員
【農委事務局】 向井事務局長 前田事務長 川本農政管理係長 木下農地係長
赤池主事
- 9 資 料 別添資料のとおり

○事務長 ただ今から令和4年5月農業委員会総会を開会いたします。本日の付議事項に係る議案につきましては、お手元に配付させていただいております。議事進行につきましては、本日は農業委員会等に関する法律第5条第5項及び農業委員会会議規則第4条に基づき、平尾会長にお願いいたします。

○議長 みなさん、こんにちは。本日は、大変お忙しい中、5月の農業委員会総会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。座って進行させていただきます。それでは、委員定足数の報告を事務局からお願いいたします。

○事務長 本日の総会につきましては、農業委員の出席は18名であり、在任委員の過半数が出席されておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項及び長崎市農業委員会会議規則第6条により、総会は成立しておりますことをご報告いたします。

また、推進委員の出席は、23名です。

○議長 それでは、議案の審議に入る前に、議事録署名人を私の方から指名させていただきます。永岡亜也子委員と峰忠幸委員にお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○委員（承諾）

○議長 それでは、総会を進めさせていただきます。なお、会議が円滑に進行しますように皆様方のご協力をよろしくお願いいたします。本日は、付議事項が6件ございます。

まず初めに、第1号議案、「農業委員会の適正な事務実施に係る令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価」及び「令和4年度最適化活動の目標の設定等」について、事務局から議案の説明をお願いいたします。

○係長 それでは第1号議案についてご説明させていただきます。議案書の1ページをご覧ください。令和4年度最適化活動の目標の設定等につきましては、令和4年2月22日及び25日付けで農林水産省経営局長及び同局農地政策課長からの通知に基づき、4月以降迅速に公表する必要があること、及び、令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価は、平成28年3月4日付けで農林水産省経営局農地政策課長からの通知に基づき、毎年6月末までに公表する必要があるため、この議案を提出しております。

2ページをご覧ください。「令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価」についてご説明いたします。「Ⅰ 農業委員会の状況」の各表中の数値は、昨年度公表しました令和3年3月31日現在の数値でございます。

3ページをご覧ください。「Ⅱ 担い手への農地の利用集積・集約化」ですが、ここでいう「担い手」は、国の定義に基づく担い手でございまして、認定農業者及び認定新規就農者、基本構想水準到達者等を対象としております。項目1の「現状及び課題」は、昨年度公表した内容です。項目2の「令和3年度の目標及び実績」ですが、集積目標は293.6ha

に対しまして、令和3年度末時点の集積実績は359.5ha、うち新規実績が12.3haでトータルの達成状況は122.4%となっております。項目3「目標の達成に向けた活動」につきましては表に記載のとおりです。項目4「目標及び活動に対する評価」でございますが、目標に対する評価につきましては、農地の利用集積に努めたが、農地の大半が狭小で傾斜地にあるため利用集積がなかなか進まないことに加え、認定農業者が前年度より5経営体減少したことも影響し、新規集積目標面積84.0haに対し、実績は12.3haということで目標を下回る結果となった、としております。なお、全体としての集積面積が増となった理由としましては、担い手として基本構想水準到達者の集積面積を精査して令和3年度から反映させたことに伴うものです。活動に対する評価につきましては、活動計画に基づき、担い手への農地集積に向けた活動を行い、一定の新規集積を行うことができたが、担い手である認定農業者が年々減少している状況にあるため、担い手の確保に向けた取り組みが更に必要であるとしております。

次に4ページをご覧ください。「Ⅲ 新たに農業経営を営もうとする者の参入促進」ですが、項目1の「現状及び課題」は、昨年度公表した内容です。次に項目2「令和3年度の目標及び実績」ですが、令和3年度の参入目標は、18経営体、4.6haに対しまして、令和3年度末時点での参入実績は20経営体、8.7haとなっております。この実績は、総会で審議いただいた農地法第3条や利用権設定、中間管理機構からの利用配分計画で農地の権利移動を受けた者のうち、新規参入に該当する者の数と農地面積でございます。次に項目3「目標の達成に向けた活動」は記載のとおりでございます。項目4「目標及び活動に対する評価」でございますが、目標に対する評価は、経営体数、参入面積ともに目標を達成できた、とし、活動に対する評価は、関係機関との連携により、就農希望者の相談・支援等の活動を行ったことで、就農につなげることができた、としております。

次に、5ページをご覧ください。「Ⅳ 遊休農地に関する措置に関する評価」でございます。項目1の「現状及び課題」は、昨年度公表した内容です。項目2「令和3年度の目標及び実績」ですが、解消目標62.0haに対しまして、解消実績は54.5haで、達成状況は87.9%となっております。項目3「2の目標の達成に向けた活動」は記載のとおりでございます。項目4「目標及び活動に対する評価」ですが、目標に対する評価は、解消された遊休農地もあったが、新たな遊休農地も発生している。遊休農地面積は減となっているが、目標達成はできなかった、とし、活動に対する評価は、農地中間管理事業の活用や非農地判断等で一定の遊休農地の解消ができたものの、新たな遊休農地の発生も多いため、農地の利用状況調査など地域の農地の状況把握を、年間を通じて実施し、農地の適正な管理を促すなど遊休農地の発生防止に努める必要がある、としております。

次に6ページをご覧ください。「Ⅴ 違反転用への適正な対応」ですが、項目1「現状及び課題」は、昨年度公表した内容となっております。項目2「令和3年度実績」はゼロとなっております。項目3「活動計画・実績及び評価」ですが、活動計画及び活動実績は表に記載のとおりでございます。活動に対する評価は、農業委員、推進委員による利用状況調査や市政広報誌等での周知等で違反転用防止や違反転用解消が図られているので、今後も引き続き活動を行っていく必要がある、としております。

次に7ページをご覧ください。「Ⅵ 農地法等によりその権限に属された事務に関する点検」です。項目1「農地法第3条に基づく許可事務」ですが、1年間の処理件数は30件で、すべて許可としております。表には、事務の実施状況等を記載しておりますのでご参照ください。次に、項目2「農地転用に関する事務」ですが、農地法4条と5条の申請に関して意見を付して県知事へ送付した処理件数は30件でした。表には、事務の実施状況等を記載しておりますのでご参照ください。8ページをご覧ください。項目3「農地所有適格法人からの報告への対応」ですが、管内の農地所有適格法人は7法人でございます。そのうち報告書が提出された法人が6法人でした。残りの1法人につきましては、経営農地が諫早市のみということで長崎市には報告の義務がない法人で、諫早市に提出済みであることを確認しております。次に項目4「情報の提供等」ですが、賃借料情報の調査・提供につきましては、昨年7月の総会でお諮りし、賃貸借件数876件のデータを基に、令和3年7月に長崎市のホームページで公表しております。次に、農地の権利移動等の状況把握ですが、令和3年度の総会において農地法にかかる議案数と報告件数は合計619件でした。また、公表につきましては、総会議事録を長崎市のホームページで公表しております。次に、農地台帳の整備ですが、整備対象の農地面積は、3,374haで、データ更新につきましては、農地に関する許可・届出等の更新を通年で随時実施し、年1回、住民基本台帳データや固定資産課税データとの照合を実施しております。

9ページをご覧ください。「Ⅶ 地域農業者等からの主な要望・意見及び対処内容」及び「Ⅷ 事務の実施状況の公表等」につきましては、記載のとおりです。令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価についての説明は以上でございます。

続きまして、「令和4年度最適化活動の目標の設定等」についてご説明いたします。議案書は引き続き、10ページをご覧ください。「Ⅰ 農業委員会の状況」につきましては、令和4年4月1日現在の、「農業委員会の現在の体制」及び「農家・農地等の概要」について、農林業センサス等の数値を基に記載しておりますのでご参照ください。11ページをご覧ください。「Ⅱ 最適化活動の目標」についてです。これからご説明する目標につきましては、今年2月の農林水産省経営局から通知があった、ガイドラインに基づき設定したものになります。項目1、最適化活動の成果目標の(1)農地の集積の①「現状及び課題」ですが、管内の農地面積2,130haに対し、これまでの集積面積は、先ほど令和3年度の実績でご説明しましたとおり359.5haで、集積率は16.9パーセントとなります。課題につきましては、認定農業者数の減少や農地の大半が狭小な傾斜地にあるため、担い手への農地の利用集積が難しい状況にあることを記載しております。次に②の「目標」ですが、目標につきましては、ガイドラインに基づき、令和12年度までに集積率を82%とする必要があります。表2段目の右側の(C)に記載の面積2,130haに対して82%の集積を達成するためには、令和4年から令和12年までの9年間で1387.1haの面積を集積する必要がありますので、これを1年間に割り戻すと、表2段目の左に記載のとおり、今年度の新規集積面積目標を154.1haと設定する必要があります。結果として令和4年度末の集積面積は513.6ha、集積率は24.1%となります。

続きまして、ページ中ほどの(2)遊休農地の解消の①の現状及び課題ですが、表に記載の

とおり、令和3年度の利用状況調査により判明した1号遊休農地の面積は393.5haでいずれも緑区分の遊休農地になります。課題につきましては、農業者の高齢化や後継者不足、農地の借り手不足等により遊休農地化が進行していること、有害鳥獣の被害により遊休農地化している事例もあるため、有害鳥獣対策を行うことが必要であること、狭小な傾斜地にある遊休農地の解消は相当の期間と方策の検討が必要であること、を記載しております。

②の目標でございますが、ア既存遊休農地の解消のa緑区分の遊休農地の解消については、令和3年度の利用状況調査における緑区分の遊休農地393.5haから、用排水及び接道の条件が悪い狭小地や傾斜地であるなど、農地として利用することが著しく困難であることが形状又は性質から明らかであり、かつ、今後、農地として利用する見込みがないものを除外した遊休農地の面積69.4haを、令和4年度から令和9年度までの5年間で解消することとされておりますので、1年間に割り戻した13.9haの解消を目標として設定しております。イの新規発生遊休農地の解消につきましては、令和3年度に新たに発生した遊休農地6.7haを令和4年度にすべて解消することとなります。

資料の12ページをご覧ください。(3)新規参入の促進ですが、①現状及び課題には、令和元年度から令和3年度までの過去3年の新規参入者の実績を記載しております。②の目標につきましては、ガイドラインに基づき、「新規参入者への貸付等について農地所有者の同意を得た上で公表する農地の面積を設定すること」となっており、令和4年度の目標は、平成28年度から平成30年度までの権利移動面積の平均の1割以上とすることとなっておりますので、平均29.6haの1割の3haを目標として設定しております。

次に、「2 最適化活動の活動目標」についてですが(1)推進委員等が最適化活動を行う日数目標は「月7日」を1人あたりの活動日数目標として設定しております。なお、表右側に記載のとおり最適化活動を行う農業委員は中立委員を除く18名、推進委員の人数は実数の24名としております。

(2)活動強化月間の設定目標ですが、これは、ガイドラインに基づき8月の「農地パトロール」を除き、年3回の活動強化月間を設定することとなりますので、まず来月の利用状況調査の提出期限を迎える6月を「農地の状況調査月間」、例年12月にお願いしている年金加入推進活動を、「戸別訪問の実施月間」、同じく、2月にお願いしている意向調査の回収を「遊休農地所有者への意向確認、相談等の月間」として、今、活動している状況を強化月間として位置づけております。

最後に(3)の新規参入相談会への参加目標として、ガイドラインにより、都道府県、市町村等が実施する新規参入相談会に1名以上参加することとされておりますので、それに基づき相談会への参加回数を1回と設定し、下段の表には現時点で予定されている相談会の内容を記載しております。

なお、資料13ページから14ページには、今説明しました、それぞれの目標の算出根拠となる国のガイドラインの内容を抜粋して掲載しておりますので、後ほどご参照ください。

また、資料15ページには、国のガイドラインに基づき、今回令和4年度の目標として設定した数値の算出資料を掲載しておりますのであわせてご参照ください。なお、この資料の中には、全体の目標に対する地区ごとの目標についても記載しておりますが、この件

につきましては、本議案を承認いただいた後、後日改めて地区ごとに説明をさせていただきたいと思っておりますので、その際はよろしくお願ひします。第1号議案についての説明は以上でございます。

○議長 ありがとうございます。事務局から第1号議案について説明がございましたが、この件につきまして、何かご意見、ご質問はございませんか。理解できましたか。

○委員 わかったような、わからなかったようなことで、この農水省の通知というのは、目標の設定はこういうふうにしなさい、推進委員はこういうふう気張りをなさいというようなことだと思うんですけども、これは全国版ということでもいいんですか、例えば九州農政局とか、よそとかで、その数値を少し変えるべきかなと思っているんですけども、九州は中山間地が多いので、先程の課題にもあったように目標をクリアできるのかなという懸念があつて、関東平野など大きな平野があるところはいいいんですけれども、わかったような、わからないような、数値目標だということと、一番目の農地の集積・集約ということで、集積と集約の違いがよくわからないんですけども、その辺りを教えていただければと思います。

○係長 まず、一点目のこの目標設定が全国なのかブロックごとなのかということについては、このガイドラインにおいては、全国一律での目標設定という条件が定められているので、おっしゃったように条件が悪いところでも、同じ算出方法で設定する必要があります。二つ目の集積と集約ですが、まず集積というのは、一人の担い手、今後地域を担っていく経営体に農地の面積を集めていくというのが集積で、集約については、分散されている農地をできるだけ一か所まとまった所に集約していこうというところでの集積・集約という意味になっております。

○委員 それでは、ハード事業をしなくても台帳上そういうふうにはできるということで、優良農地を集めるということでもいいですか。

○係長 集積については、まとまった所でしなさいということではないので、例えば、私が、ここと、ここと、ここを全部自分の経営面積とした、ということでは可能だと思うんですけども、集約については、ある一定のブロックで、ここを自分の経営面積として広げていかなければいけないということになるので、そこは台帳上では難しいかなと思つています。現実に耕作している所の状況とイコールになってくるので、台帳上とは異なってくるということになります。

○委員 1か月に7日以上頑張りなさいということは、ここら辺の大前提があるのでものすごくプレッシャーがかかつて、皆さんどう思われているのかなと懸念したものですので、よろしくお願ひします。

○議長 他にございませんか。

— 意見等なし —

○議長 ないようでしたら皆様にお諮りいたします。第1号議案について、原案のとおり承認してよろしいでしょうか。

○委員全員 異議なし

○議長 ありがとうございます。第1号議案につきましては、原案のとおり承認することに決定いたしました。続きまして、第2号議案「農地法第3条の規定による許可申請について」事務局から議案の説明と地区担当の委員から現地調査の報告をお願いします。

○係長 それでは第2号議案1番についてご説明いたします。議案書の1ページをご覧ください。本件は、向町の〇〇さんが所有する、向町の農地1筆115㎡について、弟である向町の〇〇さんが贈与により取得し、所有権移転を行うための許可申請がなされたものでございます。申請理由としましては、譲渡人が高齢により耕作管理ができないためであり、譲受人が農業経営の規模拡大のためでございます。申請地につきましてはスクリーンをご覧ください。航空写真でございます。式見漁港の東側に位置しております。次が、拡大したものになります。次が、現地の写真です。農地法第3条第2項の許可要件につきましては、第1号の全部効率利用要件は、不耕作面積もないため要件を満たしております。第4号の農作業常時従事要件は、農作業常時従事日数は、4人で470日ということで要件を満たしております。第5号の下限面積につきましては、今回の取得で経営面積が2,133㎡であり、下限面積2,000㎡の要件を満たしております。現地調査につきましては、〇〇農業委員から報告をお願いします。

○委員 現地調査についてご報告いたします。5月20日に私と事務局とで現地確認を行いました。申請地は普通畑で露地野菜の栽培を予定しているとのことでした。また、第7号の地域との調和要件につきましては、特に問題ないことを確認いたしました。報告は以上です。

○係長 続きまして、第2号議案2番についてご説明いたします。議案書は引き続き1ページをご覧ください。本件は、出雲3丁目の〇〇さんが所有する、出雲2丁目の農地1筆698㎡について、出雲2丁目の〇〇さんが売買により取得し、所有権移転を行うための許可申請がなされたものでございます。申請理由としましては、譲渡人が農業経営の規模縮小のためであり、譲受人が農業経営の規模拡大のためでございます。申請地につきましてはスクリーンをご覧ください。航空写真でございます。鍋冠山公園の東側に位置しており

ます。次が、拡大したものになります。次が、現地の写真です。農地法第3条第2項の許可要件につきましては、第1号の全部効率利用要件は、不耕作面積もないため要件を満たしております。第4号の農作業常時従事要件は、農作業常時従事日数は3人で210日ということで要件を満たしております。第5号の下限面積につきましては、今回の取得で経営面積が2,733㎡であり、下限面積2,000㎡の要件を満たしております。現地調査につきましては、〇〇農業委員から報告をお願いします。

○委員 現地調査についてご報告いたします。5月16日に私と事務局とで現地確認を行いました。申請地は普通畑で、露地野菜の栽培を予定しているとのことでした。また、第7号の地域との調和要件につきましては、特に問題ないことを確認いたしました。報告は以上でございます。

○係長 続きまして、第2号議案3番についてご説明いたします。議案書の2ページをご覧ください。本件は、田手原町の〇〇さんが所有する、田手原町の農地12筆7,858㎡について、子である田手原町の〇〇さんが贈与により取得し、所有権移転を行うための許可申請がなされたものでございます。申請理由といたしましては、譲渡人が高齢により子へ贈与するものであり、譲受人が生前贈与を受け耕作管理するためでございます。申請地につきましてはスクリーンをご覧ください。航空写真でございます。瓊浦高校田手原グラウンドの周辺に位置しております。次が、拡大したものになります。拡大した航空写真が4枚ほどございます。次が、現地の写真です。現地の写真が6枚ほどございます。農地法第3条第2項の許可要件につきましては、第1号の全部効率利用要件は、不耕作面積もないため要件を満たしております。第4号の農作業常時従事要件は、農作業常時従事日数は1人で300日ということで要件を満たしております。第5号の下限面積につきましては、今回の取得で経営面積が7,858㎡であり、下限面積5,000㎡の要件を満たしております。現地調査につきましては、〇〇推進委員から報告をお願いします。

○委員 現地調査についてご報告いたします。5月19日に私と〇〇農業委員、事務局とで現地確認を行いました。申請地は同一世帯の父から息子に農地の贈与を行うもので、主に普通畑で露地野菜を栽培しています。また、第7号の地域との調和要件につきましては、特に問題ないことを確認いたしました。報告は以上でございます。

○議長 ありがとうございます。ただ今、事務局から第2号議案についての説明と現地調査の報告がございましたが、この件について何かご意見、ご質問などはございませんか。

— 意見等なし —

○議長 ないようでしたら皆様にお諮りいたします。第2号議案について、当委員会において許可することに決定してよろしいでしょうか。

○委員全員 異議なし

○議長 ありがとうございました。第2号議案について、当委員会において許可することに決定いたします。続きまして、第3号議案「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」事務局から議案の説明と地区担当委員から現地調査の報告をお願いします。

○係長 それでは、第3号議案1番についてご説明いたします。議案書の3ページをご覧ください。本件は、女の都2丁目の〇〇さんが所有する千々町の農地1筆について、宅地として利用する目的で申請が出されたものでございます。また、本件は、昭和38年から既に宅地として利用しており、追認許可申請となっております。なお、申請書受付前に県へ確認した結果、追認許可相当との判断がなされております。申請地につきましてはスクリーンをご覧ください。航空写真でございます。南小学校の南西に位置しております。次が、拡大したものになります。当該地は、市街地の区域内又は市街地化の傾向が著しい区域内にある農地で住宅の用若しくは事業の用に供する施設又は公共用施設若しくは公益的施設が連たんしている区域内の、第3種農地に該当するものと判断されます。次が、利用計画図でございます。昭和38年に建築された木造平家建と昭和42年に建築された倉庫として利用されていた木造2階建の2棟について、長崎市空き家等情報バンク登録申し込みの際に、土地の地目が田であったため登録できない事態となり、今回、県に報告した結果追認許可相当との判断がなされたものでございます。雨水排水につきましては道路側溝に放流し、汚水、生活排水は合併浄化槽から側溝へ放流されます。次が、現地の写真です。現地調査につきましては、〇〇農業委員より報告をお願いします。

○委員 現地調査についてご報告いたします。5月18日に私と事務局とで現地確認を行いました。申請地は住宅が2棟建設されており、周囲はコンクリート舗装されていて土砂の流失は生じません。また側溝と浄化槽が設置されており、雨水排水の状況、境界等特に問題ないことを確認いたしました。報告は以上でございます。

○議長 ありがとうございました。ただ今、第3号議案についての説明と現地調査の報告がございましたが、この件について何かご意見、ご質問などはございませんか。

— 意見等なし —

○議長 ないようでしたら皆様方にお諮りいたします。第3号議案について、許可意見を付して知事に進達することに決定してよろしいでしょうか。

○委員全員 異議なし

○議長 ありがとうございます。第3号議案について、許可意見を付して知事に進達することに決定いたします。続きまして、第4号議案「農地法第5条第1項の規定による転用許可申請について」事務局から議案の説明と、地区担当の推進委員から現地調査の報告をお願いいたします。

○係長 それでは、第4号議案1番についてご説明いたします。議案書の4ページをご覧ください。本件は、畝刈町の〇〇さんが所有する多以良町の農地3筆について、〇〇自治会が公衆用道路の目的で申請が出されたものでございます。また、本件は、平成9年から既に公衆用道路として使用しており、追認許可申請となっております。なお、申請書受付前に県へ確認した結果、追認許可相当との判断がなされております。申請地につきましてはスクリーンをご覧ください。航空写真でございます。長崎魚市場の東側に位置しております。次が、拡大したものになります。当該地は、農用地区域以外の農地で、甲種農地、第1種農地、第3種農地のいずれの要件にも該当しない、第2種農地に該当するものと判断されます。次が、求積図でございます。平成9年頃、〇〇自治会が隣地にある〇〇自治会構成員のための墓所への通路としてグレーの部分に道路を設置し、覚書により赤色部分は売買で、緑色部分は無償の永久通行権の設定を当時の土地所有者と契約を結んでおります。従いまして、今回、赤色部分を売買で、緑色部分を贈与にて所有権移転を行うものです。なお、緑色部分は、道路部分以外は急勾配により分筆しても農地として利用しがたいため、全体を通路用地として転用します。雨水排水につきましては、道路側溝に放流し、汚水、生活雑排水は発生しません。次が、現地の写真です。現地の写真がもう一枚ございます。現地調査につきましては、〇〇推進委員から報告をお願いします。

○委員 現地調査についてご報告いたします。5月20日に私と〇〇農業委員、そして事務局とで現地確認を行いました。申請地は市道から墓までの道路が設置されており、コンクリート舗装されています。一部が農地と隣接していますが、農地の方が道路よりも高い位置にあるため問題ありません。また境界等についても、特に問題ないことを確認いたしました。

○係長 続きまして、2番についてご説明いたします。議案書は、引き続き4ページをご覧ください。本件は琴海戸根原町の〇〇さんが所有する琴海戸根原町の農地1筆について、琴海戸根原町の〇〇さんが、住宅建築の目的で申請が出されたものでございます。申請地につきましてはスクリーンをご覧ください。航空写真でございます。琴海中学校の北西に位置しております。次が、拡大したものになります。当該地は、市街地の区域内、または市街地化の傾向が著しい区域内にある農地で、道路等によって区画された地域の面積に占める宅地の面積の割合が40%を超えている第3種農地に該当するものと判断されます。次が、計画平面図でございます。雨水排水につきましては側溝に放流し、汚水、生活雑排水は公共下水へ放流いたします。次が、現地の写真です。現地調査につきましては、〇〇推進委員より報告をお願いします。

○委員 現地調査についてご報告いたします。5月17日に私と事務局とで現地確認を行いました。申請地は0.4m程度の盛土を行い宅地造成しますが、盛土部分の法面はコンクリートで保護するため土砂の流失はありません。南側の農地との隣接部分は3m程度の干渉地を設けるため農地への影響はありません。また雨水排水の状況、境界等についても、特に問題ないことを確認いたしました。報告は以上です。

○係長 続きまして、3番についてご説明いたします。議案書は引き続き4ページをご覧ください。本件は、中里町の〇〇さんが所有する中里町の農地2筆、〇〇さんが所有する中里町の農地2筆、船石町の〇〇さんが所有する中里町の農地1筆について、〇〇JVが九州新幹線西九州ルート of 建設工事に伴う湧水対策工事として恒久的な農業用施設を設置するために、重機・クレーン駐車場、作業員等駐車場、現場事務所等を設け、仮設ヤードとして使用する目的で一時転用の申請が出されたものでございます。申請地につきましてはスクリーンをご覧ください。航空写真でございます。長崎自動車道多良見ICの南東に位置しております。次が、拡大したものになります。当該地は、農用区域内の農地であることから、長崎市に一時転用についての意見を求めたところ、問題ないとの回答を得ております。次が、計画平面図でございます。赤、緑、青の線で色付けている部分が、仮設の通路部分で太い赤枠の部分が作業ヤードとなります。今後、水色の部分に湧水用のタンクが設置されますが、転用許可につきましては、作業ヤードの許可後に申請をする予定にしております。雨水排水につきましては、素掘り側溝を設置し、道路側溝に放流し、汚水、生活雑排水は発生いたしません。また、平坦な農地表土上に土木シートを敷き、その上に全面敷鉄板を設置し、仮設ヤードとして使用するため、表土の流失等の被害は発生しないと考えられます。次が、中里・船石地区の湧水対策施設の計画平面図となります。大型貯水槽が2か所、中型貯水槽が1か所、受水槽が3か所設置されます。今回の申請は、これらの施設を施工するための作業ヤードとしての一時転用となります。次が、現地の写真です。現地調査報告につきましては、4番の議案説明後に併せて報告を行います。

続きまして、4番についてご説明いたします。議案書の5ページをご覧ください。本件は、船石町の〇〇さんが所有する中里町の農地1筆について、3号議案と同じく〇〇JVが九州新幹線西九州ルート of 建設工事に伴う湧水対策工事として恒久的な農業用施設を設置するために、作業員等駐車場、休憩所、倉庫、仮設トイレ、通路を設け、仮設ヤードとして使用する目的で一時転用の申請が出されたものでございます。申請地につきましてはスクリーンをご覧ください。航空写真でございます。長崎自動車道多良見ICの南東に位置しております。次が、拡大したものになります。当該地は、農用区域内の農地であることから、長崎市に一時転用についての意見を求めたところ、問題ないとの回答を得ております。次が、計画平面図でございます。3号議案と同じく、雨水排水につきましては、素掘り側溝を設置し水路に放流し、汚水、生活雑排水は、発生いたしません。また、平坦な農地表土上に土木シートを敷き、その上に全面敷鉄板を設置し、仮設ヤードとして使用することから、表土の流失等の被害は生じないと考えられます。次が、現地の写真です。現地

調査につきましては、〇〇推進委員より報告をお願いいたします。

○委員 3番と4番の現地調査についてご報告いたします。5月18日に私と〇〇農業委員、そして事務局とで現地確認を行いました。被害防除計画のとおり、一時転用する作業ヤードには、素掘り側溝を設置し、雨水・排水の処理を行います。また、隣接する畑や民家に影響を与えないよう、防塵ネットを設置するなど、雨水排水の状況、境界等についても、特に問題ないことを確認いたしました。以上で報告を終わります。

○議長 ありがとうございます。ただ今、第4号議案についての説明と現地調査の報告がありましたが、この件について何かご意見、ご質問などはございませんか。

— 意見等なし —

○議長 ないようでしたら皆様にお諮りいたします。第4号議案について、許可意見を付して知事に進達することに決定してよろしいでしょうか。

○委員全員 異議なし

○議長 ありがとうございます。第4号議案について、許可意見を付して知事に進達することに決定いたします。続きまして、第5号議案「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の作成について」ですが、5番については、〇〇委員が対象の案件となっておりますので、他の議案と分けて最後に審議いたします。それでは、事務局から5番を除く議案の説明と、地区担当の推進委員から現地調査の報告をお願いいたします。

○係長 それでは、第5号議案1番についてご説明いたします。議案書の6ページをご覧ください。本件は、戸石町の〇〇さんが所有する、牧島町の農地1筆331㎡について、牧島町の〇〇さんが2年間の賃貸借により利用権の再設定を行うものでございます。設定後の経営面積は、6,170㎡となり、利用につきましてはイチゴの栽培を行っております。申請地につきましては、スクリーンをご覧ください。航空写真でございます。長崎市水産センターの南東に位置しております。次が、拡大したものになります。次が、現地の写真です。現地調査につきましては、〇〇推進委員から報告をお願いします。

○委員 現地調査についてご報告いたします。5月18日に私と〇〇農業委員、そして事務局とで現地確認を行いました。申請は利用権の再設定を行うもので、利用については見るとおり、イチゴの苗を栽培しています。また、現地につきましては特に問題ないことを確認しております。以上報告を終わります。

○係長 続きまして、2番と3番につきましては、関連がございますので併せてご説明いたします。議案書は引き続き6ページをご覧ください。2番は、琴海戸根町の〇〇さんが所有する琴海戸根町の農地3筆2,152㎡について、長崎県農業振興公社が10年間の使用貸借により利用権の新規設定を行い、公社が中間管理権を取得するものでございます。また、今、説明いたしました農地3筆2,152㎡について、10年間の使用貸借により、西海町の〇〇さんへ利用権の設定を行うものでございます。設定後の経営面積は、14,603㎡となり、利用につきましては水稻を予定しております。

続きまして、議案書の7ページをご覧ください。3番は、琴海戸根町の〇〇さんが所有する琴海戸根町の農地1筆1,419㎡について、長崎県農業振興公社が10年間の使用貸借により利用権の新規設定を行い、公社が中間管理権を取得するものでございます。また、今、説明いたしました農地1筆1,419㎡について、10年間の使用貸借により、西山4丁目の〇〇さんへ利用権の設定を行うものでございます。設定後の経営面積は、3,496㎡となり、利用につきましてはイチゴの栽培を予定しております。申請地につきましてはスクリーンをご覧ください。航空写真でございます。琴海中学校の南西に位置しております。次が、拡大したものになります。次が、現地の写真です。こちらが2番の〇〇番の〇、〇〇番の〇、〇〇番の〇の写真、次が3番の〇〇番の〇の写真になります。現地調査につきましては、〇〇推進委員から報告をお願いします。

○委員 2番、3番の現地調査についてご報告いたします。5月17日に私と〇〇農業委員、そして事務局とで現地確認を行いました。2番は、利用権の新規設定を行うもので、利用については水稻を予定しています。3番は、利用権の新規設定を行うもので、利用についてはイチゴの苗の栽培を予定しています。また、現地につきましては特に問題ないことを確認しております。報告は以上です。

○係長 続きまして、4番についてご説明いたします。議案書は、引き続き7ページをご覧ください。本件は、松原町の〇〇さんが所有する松原町の農地4筆1,884㎡について、長崎県農業振興公社が10年間の賃貸借により利用権の再設定を行い、公社が中間管理権を取得するものでございます。また、今、説明いたしました農地4筆1,884㎡について、10年間の賃貸借により、松原町の〇〇さんへ利用権の再設定を行うものでございます。今回は、使用貸借を賃貸借に変更して再設定するものであります。設定後の経営面積は、7,140㎡となり、利用につきましては普通畑を予定しております。申請地につきましてはスクリーンをご覧ください。航空写真でございます。古賀小学校の北側に位置しております。次が、拡大したものになります。次が、現地の写真です。こちらが〇〇番〇、〇〇番〇の写真、次が、〇〇番〇の写真になります。現地調査につきましては、〇〇推進委員から報告をお願いします。

○委員 現地調査についてご報告いたします。4月19日に私と〇〇農業委員、そして事務局とで現地確認を行いました。申請は利用権の再設定を行うもので、利用についてはショ

ウガを栽培しています。また現地につきましては特に問題ないことを確認しております。報告は以上でございます。

○議長 ありがとうございます。ただ今、第5号議案1番から4番についての説明と、現地調査の報告がございましたが、何かご意見、ご質問などございませんか。

— 意見等なし —

○議長 ないようでしたら皆様にお諮りいたします。第5号議案1番から4番について、計画相当と認めることに決定してよろしいでしょうか。

○委員全員 異議なし

○議長 ありがとうございます。第5号議案1番から4番について、計画相当と認めることに決定いたします。引き続き、第5号議案5番について審議いたします。案件の対象である〇〇委員は、一時退席をお願いします。

— 〇〇委員退席 —

○議長 それでは事務局から議案の説明と地区担当の推進委員から現地調査の報告をお願いします。

○係長 5番についてご説明いたします。議案の8ページをご覧ください。本件は、諫早市の〇〇さんが所有する琴海形上町の農地4筆8,419㎡について、長崎県農業振興公社が10年間の使用貸借により利用権の新規設定を行い、公社が中間管理権を取得するものでございます。また、今、説明いたしました農地4筆8,419㎡について、10年間の使用貸借により、琴海形上町の〇〇さんへ利用権の設定を行うものでございます。設定後の経営面積は、37,450㎡となり、利用につきましては水稻を予定しております。申請地につきましてはスクリーンをご覧ください。航空写真でございます。〇〇病院の南西に位置しております。次が、拡大したものになります。次が、現地の写真です。こちらが〇〇番〇、〇〇番〇の写真、次が、〇〇番の写真、最後が〇〇番の写真になります。現地調査につきましては、〇〇推進委員から報告をお願いします。

○委員 現地調査についてご報告いたします。5月17日に私と事務局とで現地確認を行いました。申請は、利用権の新規設定を行うもので、利用については水稻を予定しています。また現地につきましては特に問題ないことを確認しています。報告は以上です。

○議長 ありがとうございます。ただ今、事務局から第5号議案5についての説明と、現地調査の報告がございましたが、何かご意見、ご質問などございませんか。

— 意見等なし —

○議長 ないようでしたら皆様にお諮りいたします。第5号議案5番について、計画相当と認めることに決定してよろしいでしょうか。

○委員全員 異議なし

○議長 ありがとうございました。第5号議案5番について、計画相当と認めることに決定いたします。それでは、引き続き議案の審議を行いますので、〇〇委員の復席を認めます。

— 〇〇委員復席 —

○議長 続きまして、第6号議案「非農地の判断について」事務局から議案の説明と地区担当の推進委員から現地調査の報告をお願いします。

○係長 第6号議案についてご説明いたします。まず、1番の年次計画案件についてですが、議案書の9ページから14ページにかけて掲載しております。14ページの表の下の方に集計をしておりますが、対象地は神浦扇山町の241筆163,937㎡でございます。調査対象範囲につきましては、スクリーンをご覧ください。神浦扇山町全体の航空写真でございます。次が、拡大したものになります。拡大した航空写真が8枚ほどございます。次が、現地の写真です。現地の写真が8枚ほどございます。現地の立会いは、令和3年10月27日に〇〇農業委員にお願いしております。なお、補足となりますが、全件とも農地法及び農業経営基盤強化促進法による権利の設定等はないものでございます。

続きまして、第6号議案2番からの個別案件についてご説明いたします。議案書の16ページをご覧ください。表の下の方に集計をしておりますが、申出件数が11件、合計筆数が15筆、合計面積が3,456㎡について、個別の非農地通知申出書が提出されております。それでは議案書の15ページにお戻りください。2番は、彦見町の〇〇さんが所有する愛宕2丁目の農地1筆で、面積は667㎡でございます。申請地につきましては、スクリーンをご覧ください。航空写真でございます。市立小島小学校の東側に位置しております。次が、拡大したものになります。次が、現地の写真です。現地調査の報告は、3番の議案説明後に併せて報告いたします。

続きまして3番は、鳴滝3丁目の〇〇さんが所有する鳴滝1丁目の農地2筆で、面積は181㎡でございます。申請地につきましては、スクリーンをご覧ください。航空写真でございます。市立片淵中学校の東側に位置しております。次が、拡大したものになります。次が、現地の写真です。こちらが〇〇番〇の写真、次が、〇〇番〇の写真になります。現地調査につきましては、〇〇推進委員から報告をお願いします。

○委員 2番、3番の現地調査についてご報告いたします。5月16日に私と〇〇農業委員、そして事務局とで現地確認を行いました。現地は森林化しており農地への復元が困難な状況でありました。報告は以上でございます。

○係長 続きまして4番は、下黒崎町の〇〇さんが所有する上黒崎町の農地1筆で、面積は190㎡でございます。申請地につきましては、スクリーンをご覧ください。航空写真でございます。黒崎教会の北東に位置しております。次が、拡大したものになります。次が、現地の写真です。現地の写真が3枚ほどございます。現地調査につきましては、〇〇推進委員から報告から報告をお願いします。

○委員 現地調査についてご報告いたします。5月16日に私と事務局とで現地確認を行いました。申請地は森林化しており農地への復元が困難な状況と判断しました。報告は以上でございます。

○係長 続きまして5番は、福岡県行橋市の〇〇さんが所有する脇岬町の農地1筆で、面積は538㎡でございます。申請地につきましては、スクリーンをご覧ください。航空写真でございます。長崎半島クリーンセンターの南西に位置しております。次が、拡大したのものになります。次が、現地の写真です。現地調査につきましては、〇〇推進委員から報告をお願いします。

○委員 現地調査についてご報告いたします。5月17日に私と〇〇農業委員、そして事務局とで現地確認を行いました。申請地は森林化しており農地への復元が困難な状況でありました。報告は以上でございます。

○係長 続きまして6番は、〇〇株式会社が所有する蚊焼町の農地1筆で、面積は117㎡でございます。申請地につきましては、スクリーンをご覧ください。航空写真でございます。岳路運動公園の北西に位置しております。次が、拡大したのものになります。次が、現地の写真です。現地調査につきましては、〇〇推進委員から報告をお願いします。

○委員 現地調査についてご報告いたします。5月17日に私と〇〇農業委員、そして事務局とで現地確認を行いました。申請地は森林化しており農地への復元が困難な状況でありました。報告は以上でございます。

○係長 続きまして7番は、家野町の〇〇さんが所有する滑石1丁目の農地1筆で、面積は525㎡でございます。申請地につきましては、スクリーンをご覧ください。航空写真でございます。西彼保健所の北西に位置しております。次が、拡大したのものになります。次が、現地の写真です。現地調査につきましては、〇〇推進委員から報告をお願いします。

○委員 現地調査についてご報告いたします。5月16日に私と事務局とで現地確認を行いました。申請地は写真にあるように森林化しており、農地への復元が困難な状況でありました。報告は以上でございます。

○係長 続きまして8番は、京泊3丁目の〇〇さんが所有する京泊3丁目の農地1筆で、面積は158㎡でございます。申請地につきましては、スクリーンをご覧ください。航空写真でございます。新長崎漁港の北側に位置しております。次が、拡大したものになります。次が、現地の写真です。現地調査につきましては、12番の議案説明後、8番から12番までを併せてご報告いたします。

続きまして議案書の16ページをご覧ください。9番は、京泊3丁目の〇〇さんが所有する京泊3丁目の農地1筆で、面積は171㎡でございます。申請地につきましては、スクリーンをご覧ください。航空写真でございます。新長崎漁港の北側に位置しております。次が、拡大したものになります。次が、現地の写真です。

続きまして10番は、京泊3丁目の〇〇さんが所有する京泊3丁目の農地1筆で、面積は39㎡でございます。申請地につきましては、スクリーンをご覧ください。航空写真でございます。新長崎漁港の北側に位置しております。次が、拡大したものになります。次が、現地の写真です。

続きまして11番は、京泊3丁目の〇〇さんが所有する京泊3丁目の農地1筆で、面積は36㎡でございます。申請地につきましては、スクリーンをご覧ください。航空写真でございます。新長崎漁港の北側に位置しております。次が、拡大したものになります。次が、現地の写真です。

続きまして12番は、樫山町の〇〇さんが所有する畦町の農地4筆で、面積は834㎡でございます。申請地につきましては、スクリーンをご覧ください。航空写真でございます。市立三重中学校の南西に位置しております。次が、拡大したものになります。次が、現地の写真です。現地調査につきましては、〇〇推進委員から報告いたします。

○委員 8番から12番の現地調査についてご報告いたします。5月20日に私と〇〇農業委員、そして事務局とで現地確認を行いました。申請地は森林化しており農地への復元が困難な状況でありました。報告は以上でございます。

○議長 ありがとうございます。ただいま第6号議案について議案の説明と現地調査の報告がありましたが、何かご意見、ご質問等ございませんか。

— 意見等なし —

○議長 ないようでしたら皆様方にお諮りいたします。第6号議案について、原案のとおり承認することに決定してよろしいでしょうか。

○委員全員 異議なし

○議長 ありがとうございます。第6号議案について、原案のとおり承認することに決定いたします。それでは引き続き、報告事項に入ります。報告事項1「事務局長専決事項の報告について」、事務局から説明をお願いします。

○係長 報告事項1についてご報告いたします。資料の1ページから5ページをご覧ください。農地法第3条の3の規定により、相続の届出が義務づけられているもので、先月は、15件の届出がありました。続きまして、資料の6ページをご覧ください。農地法第4条第1項第8号の市街化区域内での転用の届出が、4件提出されました。続きまして、7ページをご覧ください。農地法第5条第1項第7号の市街化区域内での権利の移動が伴う転用の届出が、6件提出されました。合計25件提出され、すべて事務局長専決処分といたしました。以上で報告を終わります。

○議長 ありがとうございます。続きまして、報告事項2「長崎県農業会議常設審議委員会（前期）について」、私の方から報告いたします。会議は、5月10日に開催されました。資料は、8ページと9ページになります。農地法第4条及び第5条転用許可申請諮問案件につきましては、今月は当委員会からの諮問案件はありませんでした。諮問案件の件数等につきましては、資料をご確認ください。報告は以上です。

続きまして、報告事項3「令和4年度農業委員会会長・事務局長会議（前期）について」、事務局から報告をお願いします。

○事務長 令和4年度農業委員会会長・事務局長会議（前期）について、事務局長代理として出席しましたので、主なものについてご報告します。資料の1ページ目をお開きください。次第の3（1）農業委員会等をめぐる情勢等についてご報告します。2ページ目をご覧ください。人・農地プランの法定化についてですが、市町村は地域計画において、農業を担う者ごとに利用する農用地等を定め、これを地図に表示しなければなりません。その際、農業委員会は、その地域計画の達成に資するよう、農地所有者に対し、農地中間管理機構に利用権設定等を行うことを積極的に促すことが求められております。3ページをご覧ください。地域計画における担い手への集積・集約化のイメージ図ですが、上段農水省資料では、令和7年に集積の完成形を提示しておりますが、実際は簡単にはいきませんので、下段のように最初しばらくは現状維持で、担い手が決まらず耕作継続が困難な農地は、JA やサービス事業者による作業委託等で耕作を継続し、徐々に担い手に集積・集約化し、更に10年後の令和17年に完成形を目指すというものでございます。皆様方の役割をもう少し具体的に説明しますと、4ページをご覧ください。市町村、この場合は農林振興課になりますけれども、地域の将来の在り方、将来の農地の効率的かつ総合的な利用に関する目標を定めた地域計画を策定、広告しますが、農業委員会の役割として10年後の目指すべき農地利用の姿である、③の目標地図の素案を作成することになります。①の現在の農地所有者の情報を落とし込んだ現況地図に、今後皆様にやっていただくアンケート調査表

などにより、出し手・受け手の意向や、年齢・後継者の有無などを調査してもらい、その情報を事務局で地図に追加し、JA や農地バンクなどの関係機関と連携して、目標地図の素案を作成することになります。

次に5ページをご覧ください。農地法下限面積撤廃についてですが、これまで、営農を始める上で、一定の経営面積がないと、農地の貸借や売買ができませんでしたが、全部効率利用要件や常時従事要件、周辺との調和要件などは残しつつ、下限面積は撤廃され、何㎡からでも農地の権利移動が可能となります。長崎市のような狭小で、車も入らない農地が多い所は遊休農地の発生防止に繋がるのではないかと期待されております。一方投機的取得などのデメリットも考えられますので、細かな運用につきましては、今後、国から示されるものと思われま

す。6ページをご覧ください。令和3年度の重点活動の結果について、長崎県全体の実績を6ページと7ページにかけて掲載しており、また、8ページと9ページには、市町ごとの実績値が掲載されておりますので、後ほどご参照ください。

以上、主なものについて御報告させていただきましたが、先程から説明しています、長崎市が策定します地域計画におきましては、各集落の農地を守っていくために所有者への意向調査を行ってまいりますので、皆様方の御協力をよろしくお願いいたします。報告は以上です。

○議長 ありがとうございます。続きまして、報告事項4「台帳登載申請に伴う総会への付議の廃止について」事務局から報告をお願いします。

○係長 それでは、報告事項4についてご報告いたします。資料の10ページをご覧ください。現状の左側の①に記載のとおり、台帳登載申請について総会に付議を行う場合は、主に農地法第3条の規定に基づき、新規参入者が権利を取得する許可申請と併せて付議しております。一方、右側に②に記載のとおり、既存の世帯への世帯員の追加や、新規参入者等による利用権設定、その他権利取得に係る許可申請等があった場合には、台帳登載についての付議は行っていない状況です。このような状況にありますが、①についてはもちろん総会で両議案の承認後、農地台帳に登録しておりますが、②についても、世帯員の追加申請等農地に係る議案を伴わないものは、事務局での世帯員の変更についての決裁後その情報を農地台帳システムに登録しており、また、利用権設定など農地に係る議案を伴うものについても、当該議案の承認後に農地の情報に併せて世帯の情報を台帳に登録しており、結果としてどちらの状況であっても、世帯員の登録を行っているところです。

これらのことを踏まえ、資料、中ほどに記載のとおり、廃止する理由の1つ目として、農地法第3条の規定に基づく許可申請があった場合、農地の情報、世帯の状況及び農作業常時従事日数等の要件や農業経営計画等の必要な事項を確認したうえで付議しており、台帳登載申請に係る要件の確認事項と重複していること、2つ目に、平成27年の農業委員会等に関する法律の改正以前は、農業委員の選出は選挙制度で行われており、選挙人名簿の調整を行う必要がありましたが、法改正後は任命制となり、選挙人名簿の調整は必要でな

くなりまして、逆にすべての農地の情報を農地台帳に記載し、管理することとなっております。3つ目に、管理している台帳は、毎年、固定資産課税台帳及び住民基本台帳との照合を行い、随時世帯員等の更新を行っていること、この3つの理由により廃止としております。

なお、参考といたしまして、長崎県農業会議に、長崎市と同様に台帳登載申請について総会で付議しているような委員会はあるか確認しておりますが、農業会議では同様の取り扱いをしている農業委員会は把握していないことを確認しております。報告事項4についての説明は以上です。

○議長 ありがとうございます。続きまして、報告事項5「令和4年度「新・ながさき農業委員会1・1・1運動」について」事務局から報告をお願いします。

○係長 報告事項5、令和4年度「新・ながさき農業委員会1・1・1運動」についてご説明させていただきます。5月13日に開催された農業委員会会長・事務局長会議において、「1委員会、1年間で、1つ以上の事例を報告」というスローガンと、①活動記録簿作成の徹底による「活動の見える化」、②農業者の意向把握の実施、の2つのポイントを基に、令和4年度「新・ながさき農業委員会1・1・1運動」の実施要領が定められ、長崎県下全ての農業委員会で取り組んでいくことが決定しております。

資料の1ページをご覧ください。1目的ですが、農業委員会法第6条第2項の規定により農業委員・農地利用最適化推進委員が実施する農地等の利用の最適化の推進に係る活動は、農地の出し手及び受け手の意向の把握、把握した意向を踏まえた農地のあっせん、農地の定期的な見回り等多岐にわたり、農業者の減少や高齢化が進む中、最適化活動の確実な実施やその透明性の確保が必要とされていること、また、人・農地プランの法定化などを含む、人・農地などの関連施策の見直しにおいて、地域の将来の農業のあり方や農地の効率的かつ総合的な利用に関する目標等を定めることとなっており、農業委員会には、農業者の意向把握結果に基づく目標地図の素案の作成などが求められています。こうした中、最適化活動のガイドラインとして経営局長通知「農業委員会による最適化活動の推進等について」が発出され、最適化活動の目標を設定し、最適化活動の実施状況および目標達成状況について点検・評価し、その結果を公表することが定められました。

今年度は、ガイドライン通知を踏まえ「農地利用の最適化」の取組を最重点活動と位置づけ、県内全委員の日常の何気ない活動も含めた活動記録簿への記帳の徹底と、目標地図の素案の作成を起点とした地域計画の実現に向けて必要な、農地の出し手および受け手の意向把握のための深掘調査の計画的な実施の徹底を図るとともに、各農業委員会において令和4年度に実施した、農地利用の最適化の現場活動事例を1つ以上報告できるように取り組む「新・ながさき農業委員会1・1・1運動」を実施することとなっております。

4の取組方針として、(1)の①に記載のとおり、ア農地利用最適化対策、2ページのイ農業者年金推進対策、ウ情報提供対策の3つの対策が定められており、それぞれの目標達成に向けて活動を行っていただくこととなりますが、その目標につきましては、まず4ペ

ージをご覧ください。農地利用最適化対策の県全体の目標として、1.目標地図の素案の作成に向けて深掘調査を実施する、2.担当地区の集落での話し合い活動には必ず参加する、3.県全体で484haの担い手への新規集積を目指す、4.県全体で365haの遊休農地解消を目指す、5.県全体でB分類2,527haの非農地処理を目指す、という5つが定められています。

資料の7ページをご覧ください。農業者年金推進対策につきましては、県全体で86人の新規加入者の確保を目指すこととされています。8ページをご覧ください。情報提供対策につきましては、県全体で全国農業新聞の購読部数の2,440部への増部を目指すこととされています。これらの方針及び具体的な活動については、それぞれ下段の方に記載がありますので、ご参照いただければと思います。また、これらの目標に対する農業委員・推進委員の個人目標が、冊子の一番後ろに記載されています。まず、農地利用の最適化活動については、日々の活動も含め活動記録簿へ記録し、毎月報告すること、目標地図の素案の作成に向けて深掘調査に取り組むこと、農地利用集積活動については、担当地区の目標達成に向けて集積に取り組むこと、荒廃農地解消推進活動については、農地の見守り活動により遊休農地発生を未然に防ぐこと、新規に発生した遊休農地は速やかに解消に取り組むこと、農業者年金加入推進活動については、1農業委員・推進委員で5戸以上の戸別訪問を必ず実施すること、全国農業新聞普及活動については、1農業委員・推進委員で1部以上の新規購読者を確保すること、委員全員が必ず購読することが挙げられています。

これらの個人目標を踏まえ、9ページには県全体の目標に対する市町毎の数値目標が割り振られておりますのでご参照ください。資料の2ページにお戻りください。資料の上から3行目に記載のとおり、対策毎にリーダー及びサブリーダーを決定し、数値目標の達成に向けた具体的活動計画の策定や目標達成に向けた進捗状況の管理などを行うこととされております。その中で、まず、イの農業者年金推進対策につきましては、すでに各地区から農業者年金加入推進部長を選出していただいております。ウの情報提供対策として、全国農業新聞の購読につきましては、特段の推進体制は定めておりませんが、各委員引き続き加入推進についてご協力をお願いしたいと思います。アの農地利用最適化対策についてですが、新たな班編成は考えておりませんが、今後、各集落の取り組みの進捗状況等を他の集落とも共有するため、定期的に総会等の場で各地区の状況について報告していただく必要があると考えておりますので、その際はよろしく申し上げます。

2ページの②以降、3ページまでの内容につきましては、後ほどご参照ください。報告事項5についての説明は以上でございます。

○議長 ありがとうございます。この件について何か皆様からご意見、ご質問等ございませんか。

— 意見等なし —

○議長 ないようでしたら、その他の事項に入ります。その他の事項1「全国農業新聞の定期購読目標の達成状況について」及びその他の事項2「農業委員・農地利用最適化推進

委員活動記録カードの提出について」事務局から説明をお願いいたします。

○係長 それでは、まず、その他の事項1についてご説明いたします。資料の1ページをご覧ください。先ほどの「新・ながさき農業委員会 1・1・1 運動」に記載のとおり、令和4年度の目標部数は141部となっております。現在の購読部数は先月の報告以降1部減りまして124部となっております。今年度も目標達成に向けてご協力いただきますようよろしくお願い申し上げます。なお、啓発活動の際にタオル等の普及資材が必要な場合は、事務局にご連絡いただければ準備ができますのでよろしくお願い申し上げます。

次に、その他の事項2「農業委員・農地利用最適化推進委員活動記録カードの提出」について説明いたします。毎月総会の時に掲載しております活動記録の集計表につきましては、4月の活動記録簿がまだ揃っていませんので、来月から掲載させていただきそれぞれ確認いただきたいと思います。本日皆さんにお返ししております活動記録簿を綴ったオレンジ色のファイルの1枚目をご覧ください。先月の総会の際に、活動内容等について分かりやすく整理するようにとのご指導をいただきましたので、皆さんに関わる部分をまとめさせていただきましたので、こちらについて改めて説明させていただきます。

まず、目標についてですが、先ほど付議事項1でご審議いただきました通り、各委員月平均7日以上活動をを行うこととします。なお、最適化交付金を全国平均程度の額を目指す委員におかれましては、平均10日の活動を目指していただく必要があります。次に週1回程度、項目3-①-イに該当する「〇〇に向かう途中、〇〇地区の圃場に異常がないことを確認する農地の見回り活動」と項目2-①に該当する「〇〇さんと今後の農地の意向について話をする声掛け活動」の2つの活動を実施してください。なお、この2つの活動については、透明のファイルにそれぞれの活動の定型様式をお配りしております。日付と詳細欄の括弧の部分など色付けしている部分を記載していただくだけでよいようにしておりますので、ご活用ください。次に注意事項ですが、資料の中ほどの赤字で書いてある部分ですが、1点目が、月の活動日数が0日となった委員がいた場合は、長崎市として最適化交付金をもらえなくなります。2点目が、年間の月平均が5日以下となった委員は、最適化交付金の算定対象外となります。以上2点についてご注意ください。

次に、国のガイドライン及び最適化交付金の対象となる活動項目についてですが、活動記録セットの9ページの活動項目一覧の大項目のうち2・3・4の活動が対象となります。しかしながら、2・3・4以外の活動や、直接関係のない活動についても、資料下段の表に記載しているような活動を行えば対象となります。例を3つ挙げておりますが、例の1つ目、農業者年金の加入促進活動を行った場合は、「5-④」となりますが、加入促進活動を行った際に、今後の経営について話をした場合は、「2-①」の活動になります。2つ目に3条4条利用権設定に伴う現地調査は「1-②」の活動になりますが、その現地調査を行った際に、現地近辺の農地について異常がないことを確認した場合は「3-①-イ」の活動になります。3つ目、自治会等の会議に出席しただけでは、該当する活動項目がありませんが、その会議に出席し、農業振興について話をした場合は、「2-②-オ」の活動になります。次のページ以降には、活動項目ごとの活動事例をまとめておりますので、記録簿に記載す

るに当たっての参考にしていただければと思います。まだ慣れないことと思いますが、不明な点は事務局に随時ご連絡ください。その他の事項1及び2についての説明は以上です。

○議長 ありがとうございます。この件について、皆さんから何かご意見、ご質問等ございませんか。

○委員 地域で小学校とか米作り関係をしているんですけども、そういった活動もこの中のどこかに入るんでしょうかね。

○係長 そこについては、個別に詳細、中身を確認させていただきたいと思います。ただ単に、体験学習ということであれば、最適化活動という位置付けは難しいんですけども、その中に遊休農地を防止するためにそういった活動をしているということであれば、当てはまるんですが、それについては、後ほど三重地区と旧長崎地区は、記録簿の話等を予定しておりますので、そこでも話をさせていただきたいと思うんですけども、その分は状況で変わってくるということで、ご理解いただければと思います。

○委員 月の活動日数が0日となった委員がいた場合は、長崎市として最適化交付金をもらえなくなります、とありますが、怪我や病気で入院する場合どうしてもできませんよね。それは関係ないんですよね。

○係長 今のご質問については、国のガイドラインにも示してあるんですが、そういったやむを得ない事情で、15日以上とか連続して入院などで活動ができない場合については、そこは、5日とか0日とかの対象外として運用できるということになっておりますので、そういった際は、後でも構いませんので、事務局の方に連絡をいただきたいと思います。以上です。

○委員 この個人目標を全部クリアしていくなれば、自分の農地が遊休農地になるような感じがしますね。それで、交付金の問題はよくわかるけれども、一つの案として、例えばJAさんとか、実行組合長さんとかにお手伝いの協力要請とか、そのようなことはどうかなと思うんですけども。それと、農地の状況で、民間のボランティアさんが、遊休農地解消のために草刈り隊を発足しているという事例がありましたので、そのようなものを活用しながら、遊休農地の解消に努めたいと思うんですけども、どうでしょうか。

○係長 今のご質問は、周りの地域の方とか色々なところを巻き込んで、協力して一緒に取組みをしていくということがどうかという理解で良かったでしょうか。

○委員 JAさんもやはり同じような仕事内容があると思うんですよね。実行組合長もその地区のまとめ役だから、こういうことを農業委員会でしているの、何かお手伝いがで

きないのかなと。ちょっと押しつけになるかもしれないですけども。どうでしょうかね。

○係長 今、遊休農地などについての各地区の取組をアンケートでこちらの方で把握させていただくことになっているんですが、その中身を見て皆さんがされている分を、JA等に流して、一緒に活動できる分については、出来ないかということで事務局からも、動きたいと思っていますので、その動きをする際には、もう少し詳しく活動内容をお伺いすることもあると思うんですけども、その際はまた、お願いしたいと思います。

○委員 2点目の、民間の会社が草刈り隊を発足してやりたいという話があるんですよ。それを遊休農地の解消に充てたいと思いますが、いいでしょうか。

○係長 それは地域の中で、様々なツールを活用しての対策なので、活動実績としてあげてもらって構わないです。

○事務局長 今回の件でやり取りが少し微妙だったんですが、活動日数は、0日とか5日だとか、何日以上とかという日数については、農業委員の皆さんや推進委員の皆さんが活動をしていただく日数になります。なので、例えば、その日数に、民間の方が活動された日数とかをプラスするというのは、活動記録上はルール外ということになるかと思います。ただ、そういった例えば、民間の企業やボランティアが、草刈りをする、地域で活動したいというのは、当然推進していただいているし、その方と打合せをしました、というのは活動日数になるかと思います。補足になったでしょうか。

○委員 それは理解できます。ただ、監督とか、場所の確認とかで同行しますという話です。

○事務長 もう一点補足をしたいんですけども、民間のボランティア団体の方が草刈りをしたいというお話だったかと思うんですけども、確かに局長からは、それは活動に入りませんよ、委員の皆さんがする活動に対しての活動日数ですよという話があったんですけども、別の視点から言わせていただくと、今、国の方が、令和4年に遊休農地を解消するための緊急対策事業というものの予算を取っています。ただ、そこについては、農用地区域の草刈りという限定はあるんですけども、そういった予算をつけています。では、どういった所に予算をつけたり、させるのかということがあるんですけども、基本的には、公社となっているんですけども、公社もご存じのとおり、手が足りていないので、公社自体は民間のそういう所に、〇〇推進委員もよくご存じの中山間直接支払いのそういう団体とか、JAの草刈りをするところとかを活用して、そういったお金もただ、10aあたり4万3千円が限度というのがあるんですけども、そういったこともあるので、そういうところで使えるところがあれば、そういったお話しはさせていただきたいと思います。以上です。

○議長 他にございませんか。

— 意見等なし —

○議長 ないようでしたら、その他に皆様方から、ご意見・ご質問・各地域からのご報告などございませんか。なんでも結構です。

— 意見等なし —

○議長 ないようでしたら、最後にその他の事項3「令和4年6月、7月の行事予定について」事務局から説明をお願いいたします。

○係長 それでは、資料の2ページをご覧ください。まず、6月の予定ですが、1日日曜日に「新規就農を目指す研修生を対象とした技術習得支援研修事業に係る支援チーム会議」が、諫早市の新規就農相談センターで開催され、琴海地区の〇〇推進委員及び〇〇推進委員、茂木地区の〇〇推進委員に出席していただく予定としております。10日金曜日に「長崎県農業会議常設審議委員会」が長崎県農協会館で開催され、平尾会長が出席予定です。22日水曜日、14時から「農業委員会運営委員会」、29日水曜日総会の前に「農委だより編集会議」、その後14時から「農業委員会6月総会」を開催することとしております。なお、正式に通知がきておりませんが、24日金曜日に第112回長崎県農業会議総会、27日月曜日に長崎県農業振興公社定時評議委員会が開催される予定となっており、いずれも平尾会長が出席予定です。

次に、7月の予定ですが、8日金曜日が、「長崎県農業会議常設審議委員会」、22日金曜日が、「農業委員会運営委員会」と同日農業委員会互助会監査を実施する予定としておりますが、この件につきましては、互助会監査委員の〇〇委員と〇〇委員と改めて日程について調整させていただきたいと考えております。28日木曜日が、「農業委員会7月総会」及び「農業委員会互助会定期総会」をそれぞれ開催する予定としております。行事予定のお知らせは以上でございます。

○議長 ありがとうございます。それでは、これで5月の農業委員会総会を終了させていただきます。大変ご苦労様でした。